

2025年11月29日(土)

「救済論～信仰に生きる私たちの旅路」

北神戸キリスト伝道所 西堀元

第2回 「ゴールを目指して」

先週のふりかえり

「救いの秩序」、「キリストとの結合」「召命」「再生」「回心=悔い改め+信仰」

1. 義認

ルター「私は、神の前でまったく不安な良心をもった罪人であると感じ、私の償いをもって神が満足されるという確信を持つことができなかった」→「塔の体験」へ

① 神の法廷的・宣言行為としての「義認」

「二人の間に争いが生じ、彼らが法廷に出頭するならば、正しい者を無罪(=「正しいとする」とし、悪い者を有罪とする判決が下されねばならない」(申命記 25:1)

「だれが神に選ばれた者たちを訴えるでしょう。人を義としてくださるのは神なのです」(ローマ 8:33)

ウェストミンスター小教理問答書 33

問「義認とは何ですか」

答「義認とは、神の無償の恵みの行為であり、それによって神は、わたしたちのすべての罪を赦し、わたしたちを神の前に義なる者として受け入れてくださいます。それはただ、わたしたちに転嫁され、信仰によってのみ受け取られるキリストの義の故です」

→「一回的・決定的な法廷的宣言」

② 義認の根拠

「神からの義」とは「キリストの義」

「キリストの義の2つの側面」①「わたしたちの罪とのろわれた状態より生じるもろもろの要求に対応できる義」、②「完全にして不可欠な義認が要求するすべての要求を満たす義」

「キリストの完全な服従と十分な償い」(ウェストミンスター大教理問答 70)

「キリストの服従と償い」(同信仰告白 11・1)

「キリストの服従と死」(同 11・3)

消極的服従→「罪の赦し」 積極的服従→「永遠の命」、「神の子」

③ アルミニウス主義の問題性—「義認」の根拠に関連して

義認の消極的要素→○「罪の赦し」 積極的服従→×「子とされること」「永遠の命」

→人間の業の救いの主張になる

④ 信仰によるキリストの「義の転嫁」

「転嫁」(imputatio) という語は、ギリシャ語のロギゾマイであり、「数える、勘定する、みなす」

「・・・信仰そのもの、信じるという行為、あるいはその他のどんな福音的服従でも、それを彼らの義として彼らに帰することによる(by imputing 「彼らに転嫁することによる」) のではない。そうではなくて、それはキリストの服従と償いを彼らに帰すること (by imputing 「彼らに転嫁することによって」) によってであって彼らは信仰によってキリストと彼の義を受け取り、これに依り頼むのである。そしてその信仰も、彼ら自身から出るのではなく、神の賜物である」(「ウェストミンスター信仰告白」11章1節)

### ⑤ 「義認」と「信仰」との関係

「信仰なし」、「信仰の外」「信仰以前に」ではなく、「信仰によってのみ」義認  
信仰とはあくまでキリストとその義を受け取る「手段」

## 2. 子とすること

### ① 軽視されてきた教理

古代教会：キリスト論論争での養子論の異端、宗教改革の時代：義認論を特に強調、近代：自由主義神学が普遍主義的な意味の神の父性を主張したため。F.トレティーニの『論駁神学綱要』

### ② 「子とすること」の神学的意味

#### 1. キリストの「第二位格」の「神の子性」との区別性

「わたしの父であり、あなたがたの父である方」(ヨハネ 20:17)。

#### 2. 「普遍的神の子性」との区別性

「私たちは神の子孫なのです」(使徒 17:25-29)

J.マーレー「神の普遍的父性をもってくることは、つまるところ福音を無効にする」

#### 3. 「神の子性」の家庭論的な意味

「神の子とする霊を受け」(ローマ 8:15、ガラテア 4:6) 「実の子」(ヘブライ 12:8)

#### 4. 「神の子性」の終末論的・神の国的意味

終わり日には「滅びの隷属から解放されて、神の子供たちの栄光に輝く自由にあずかる」(ローマ 8:21)

→最後に残るのは「神の子性」

## 3. 聖化

「律法の三用法」→第一用法：律法の「外的秩序の維持」の機能、第二用法：罪人に罪を認識させ、キリストへ導く働き、そして第三用法：キリスト者の生活の規準

「ハイデルベルク信仰問答」

問2 この慰めの中で喜びに満ちて生きて死ぬために、あなたはどれだけのことを知る必要があります

ますか。 答 三つのことです。第一に、どれほどわたしの罪と悲惨が大きいのか、第二に、どうすればあらゆる罪と悲惨から救われるか。第三に、どのようにこの救いに対して神に感謝すべきか、ということです。

## ① 聖書における「聖」の概念

### i. 旧約聖書における「聖」の概念

ヘブル語の「カアデッシュ」が「聖」→「分離する」「隔離する」

「わたしはあなたたちの神、主である。あなたたちは自分自身を聖別して、聖なる者となれ。わたしが聖なる者だからである」(レビ 11:44)

### ii. 新約聖書における「聖」の概念

ギリシャ語の「ハギオス」が「聖」

「こういうわけで、兄弟たち、神の憐れみによってあなたがたに勧めます。自分の体を神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げなさい。これこそ、あなたがたのなすべき礼拝です」(ローマ 12:1)

## ② 「聖化」とは何か—「義認」との比較において

Lベルコフ「聖化とは、義とされた罪人が罪の腐敗から救い出され、神の似姿に従ってわれわれの全性質が新しくされ、善き業をなすことができるようにする。聖霊の恩恵的・継続的働きとして定義されるであろう」

### 1. 両者の関係性

ウ大教理 77 問「義認と聖化は、どの点で異なっていますか」

答「聖化は、義認と不可分に結びついています。とはいえ両者は次の点で異なっています。義認においては、神がキリストの義を転嫁しますが、聖化においては、御霊が恵みを注ぎ入れ、恵みの働きを可能にします。義認においては罪が赦されますが、成果においては罪が征服されます。さらに義認においては罪が赦されますが、聖化においては罪が征服されます。さらに義認は、神の報復の怒りからすべての信仰者を等しく解き放ち、しかもこの世で完全に解き放つため、信仰者は決して罪に定められることはありません。しかし聖化は、すべての信仰者において一様ではなく、また、いかなる信仰者においても、この世では完全ではなく、ただ完成に向かって成長していくのです」

### 2. 両者の区別性

1) 義認は「罪責」(guilt) 聖化は「腐敗」(pollution)

2) 義認：法的な関係・身分の問題→「われわれの外」

聖化：実体的性質に関係→「われわれの内側で」

3) 義認：法的宣言としての行為 (act)、一回的、決定的行為

聖化：内に働く聖霊による恩恵的・継続的業 (work)

4) 義認：どの場合にも等しい形

聖化：すべての信仰者において一様ではない

5) 義認：神の側からの一方的行為 (act)

聖化：「信仰」を通しての聖霊の働きでありつつ、人間の業、「人間の側からの参与」もある

### ③ 「漸進的聖化」と「決定的聖化」

「この聖化は、その人全体に、くまなく行わたっている」（ウェストミンスター信仰告白 13 章 2 節）

「体全体に及ぶ罪の支配が破壊され」（13 章 1 節）

### ④ 「聖化」とキリストとの関係

「神によってあなたがたはキリスト・イエスに結ばれ、このキリストは、わたしたちにとって神の知恵となり、義と聖と贖いとなられたのです」（1 コリ 1:30）

「神から生まれた人は皆、罪を犯しません」（1 ヨハネ 1:8）

### ⑤ 「聖化の手段」－「聖化」と「教会」との関係

### ⑥ 「聖化」と神の国－「世界の聖化」の問題

「聖化とは、聖霊が、キリストのあがないと勝利を基として、神の民の中において、また、神の民を手段として用いて、被造世界をきよめたもう過程のことです。そのような、きよめる働き、聖とする働きは、単に、制度的教会とその礼拝集会に外的つながりをもつことだけではなく、神の被造物の中に内的更新と再活性化をもたらす過程です」（A.ウォルターズ）

## 4. 聖徒の堅忍

「聖徒の堅忍」の定義

「神がその愛する御子において受け入れ、有効に召し、自らの霊によって聖とされた者たちは、恵みの状態から、全面的にも、また最後のにも、落ちてしまうことはありません、その状態の中で確実に最後まで堅忍し、そして永遠に救われる」（「ウェストミンスター信仰告白」 17 章 1 節）

「聖徒の堅忍」の神学的根拠

「この聖徒の堅忍は、彼ら自身の自由意思に依拠するものではなく、父なる神の自由で変わることはない愛から出る選びの聖定が不変であること、イエス・キリストの功績と執成しが有効であること、聖霊と神の種が彼らの内に宿っていること、さらに恵みの契約の本来の性質とに依拠している。そしてこれらすべてから聖徒の堅忍の確かさと間違いのなさもまた生じるのである」（「ウェストミンスター信仰告白」第 17 章 2 節）→三位一体の神による確かさ

## 5. 栄化

① 個人的救済の側面

② 教会の側面および共同体の側面。

③ 被造世界全体の更新による「栄化」

「三位一体の神の偉大な働きにおいて、父は、ご自身が創造し、しかし墮落に陥った世界を、ご自身の子の死によって贖い、ご自身の聖霊を通して神の国へと再創造されるのである」（H.バーフィンク）